

## 土地所有者の方へ重要なお知らせ

### 土地の提供はよく考えてから

市では、土砂などによる土地の埋立て・盛土について必要な規制を行うことにより、災害の発生および土壌の汚染などを未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」が施行されています。

この条例は、土砂などにより土地の埋立て、盛土（一時堆積を含む）を行う事業に、許可申請が必要となり、事業者・工事施工者の責務および土地所有者の責務が明確にされています。**悪質業者の誘いに気をつけて**

悪質な業者に、「いい土があるので、農地を耕作しやすいように運んでやる。お礼もする」などと誘われ、同意してしまつて、悪い土や、産業廃棄物などを、山のように積まれてしまう被害が発生しています。

### 土地所有者も責任を問われます

この条例では、盛った土によって、生活環境の悪化や、汚染・土砂の崩落などが発生した場合、土地所有者も責任を問われます。原状回復命令を受け、従わないと、悪質業者と同様に、氏名も公表されます。

また、農地や山林などに盛土して他の用途に変更した場合、固定資産税や相続税が高騰する場合があります。土地所有者が同意をして埋立

## 市道通行止めのお知らせ

### 都市幹線2号線（南太田～神生）

道路の新設工事を実施するにあたり、樹木の伐採・除根工事を7月～8月に施工しました。

この工事の影響により、現道を利用する際に土砂崩れなどの可能性が考えられるため、道路の新設工事が完了するまでの間、全面通行止めとさせていただきます。

てをした土地には、市は関与できなくなります。「だまされた」ではすみませんので、十分注意してください。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 58-2111（内線8138）

できます。

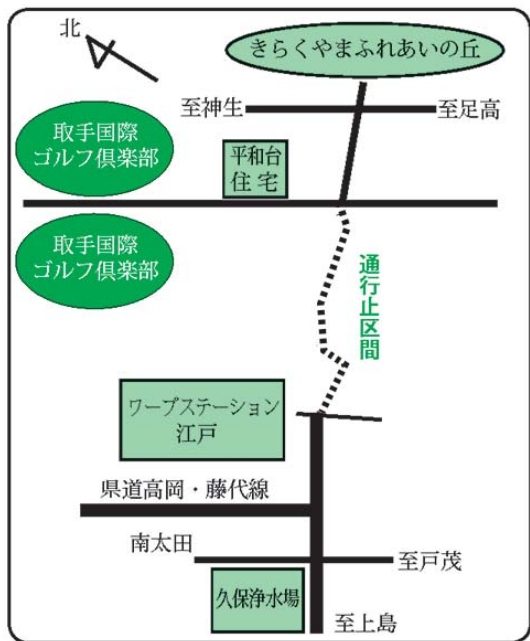
ご理解・ご協力をお願いしますが、ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

■工事期限：平成28年3月末（予定）

■規制内容：終日全面通行止め

問 谷和原庁舎建設課 ☎ 58-2111（内線8185、8171）

■通行止め区間案内図



保育所利用申し込みにお越しの際は

## 臨時託児所をご利用ください

平成27年度の保育所利用申込の際に、お子さん連れでも安心して手続きをしていただけのように、無料の臨時託児所を開設します！

託児スタッフがお子さんをお預かりしますので、ぜひご利用ください。

【託児所開設日時】

11月4日（火）～11月10日（月）

※土日を除く5日間

午前8時30分から午後5時15分まで

【開設場所】

伊奈庁舎1階 特設スペース

【利用対象者】：おおむね1歳児から就学前までのお子さん

※体調の悪いお子さんはお預かりできません。

【利用時間】：1時間以内

【料金】：無料

【利用方法】：臨時託児所に直接お越しください。

☆保育所の申し込み期間

10月28日（火）～11月17日（月）

※土日祝日を除く

午前8時30分から午後5時15分まで

申込手続きの詳細や日曜日の受付については、広報つくばみらい9月号および9月29日（月）か

ら配布する予定の「平成27年度保育所案内」をご覧ください。

### 新規開設保育所紹介

平成27年4月、新たに（仮称）陽光台保育園が開所します。

【保育所概要】

■保育所名：（仮称）陽光台保育園

■所在地：小張4073

■定員：60人

■受け入れ年齢：生後57日～2歳児

※当保育所は、0歳～2歳児までの保育所です。

■保育時間

◎平日：午前7時～午後8時（延長保育含）

◎土曜日：午前7時～午後8時（延長保育含）

■保育料 市で定めた保育料（延長保育料などを除く）

■申し込み手続き

広報つくばみらい9月号および9月29日（月）から配布する予定の「平成27年度保育所案内」をご覧ください。

■電話番号 029-821-

2264（学校法人 沼田学園）

問 伊奈庁舎こども福祉課 ☎ 58-2111（内線1164・1167）